

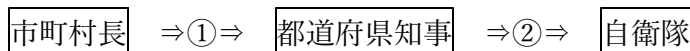
1 自衛隊災害派遣の原則

自衛隊の災害派遣は、3原則（3要件）を全て満たす場合に総合的に判断して決定

緊急性	生命に危険が迫るなど、差し迫った人命救助の必要性があること
公共性	私的目的や民間事業ではないこと
非代替性	自衛隊以外に対応できる手段がないこと

2 要請手続きの原則

自衛隊への災害派遣要請は次の手続きにより実施する



①災害対策基本法第 68 条の 2

②自衛隊法第 83 条第 1 項

3 災害派遣要請の経緯

	2021 年 7 月 熱海伊豆山土石流災害	2022 年 9 月 台風 15 号災害
自衛隊への 災害派遣要請 日時	7 月 3 日正午 ・災害発生から 90 分後 ・県に第一報が入って 15 分後	9 月 26 日午前 10 時 25 分 ・災害発生から 2 日後 ・派遣先を特定する情報なし
県から自衛隊へ の要請までの 経緯	・第一報を受けて、県は自衛隊派遣が必要と判断。同時に、熱海市長から要請の要求があり、知事から即時に要請	発生から 26 日朝までの間、市町から自衛隊派遣に関する相談や打診あり、3原則に照らして個々の事案ごとに対応を検討した。 ○清水区の断水について ・静岡市の担当から、応急給水については、日本水道協会等の給水車により対応できているとの連絡があった。県は、日本水道協会等の対応力を超える場合は自衛隊の支援を要請することとした。 (広域受援や水道事業の各種計画に基づく対応を優先する) ○孤立集落について ・県から各市町に対し、孤立集落の被災状況の収集を促したが、派遣先と派遣内容の特定には至らなかった。 ○県から自衛隊への要請 ・26 日朝、県から各市町に対し派遣要請の要求を促した結果、静岡市と川根本町から要請の要求があり、知事から即時に要請した。